

漁撈組織の法社会学

―下北漁村での共同性と差異性―

林 研 三

はじめに

- 一 脇野沢村・九艘泊の沿革と概況
 - 二 タラ漁と脇野沢村漁業協同組合
 - 三 漁撈組織と親族関係
- おわりに―共同性と差異性を超えて

はじめに

最近の法社会学会では「共同性の法社会学」が提唱され、構造変容する現代日本社会における「個人と社会」、「個」と「共同性」の間での緊張関係に焦点があてられていた。当初はその構造変容を探る探索概念として「連帯」という語彙が用いられていたが、その後「近代」(モダン)の法思考の克服を求める方向への旋回^①を経て、共同性という概念が前面に出てくることになる。ここでの共同性は共同体という語彙で示される程のソリッドな結合ではなく、

エルーシヴな elusive、そして「疑いうる価値」をもつものとされた⁽²⁾。このような共同性は、西洋史学の分野で提唱されてきた「形のない結合」、あるいは「ソシアビリティ」と親近性を有していよう。二宮宏之によれば、「ソシアビリティ」論とは「人と人の結びあうかたち」をさまざまなレベルにおいて歴史のうちに探ることを通じて……個々の日常的なプラティークのなかからうみだされる共同性をこそ問題にしてきたのであった。言葉や感覚の共同性や家族のきずなのような、一見生得的と思える事例についても、むしろそれらが固定的なものではなく、さまざまなかたちで選びとられ編みあわされていく側面に注目してきた⁽³⁾という。こういった多様で、流動的な共同性も関係性の一態様として捉えることが出来よう。しかし、ここでの関係性とは「選びとられ編みあわされていく」という説明に見られるように、「お互いに相対して関係する諸個人の行為において、それを通じて出現し、維持される⁽⁴⁾」ものである。

そういった行為を通じて関係性が出現するならば、それが止む時には消滅することになる。このような関係性のとらえ方は、D・M・シュナイダーの親族関係 Kinship 論⁽⁵⁾とも通じるものであるが、この行為と相即する関係性は、共同性として現出することによって、差異性をももたらす。何故ならば、共同性がいかに「生まれては消え消えては生まれる非制度的な⁽⁶⁾」ものであろうとも、それが「生まれて」いる時には、残余の部分との差異化はさけられない。また逆に、差異性を異質性と捉え直せば、この異質性の創出が「個と共同性」の析出となることもあり得る。すなわち、各構成員が極限まで異質化していけば、そこでは全てが他と異なるという意味での個が析出するし、そのような個は決して単独では生存し得ない以上、そこには「有機的連帯」という共同性がありえよう⁽⁷⁾。

さらに、関係性には常にプラスの関係性だけではなく、マイナスの関係性である紛争状態も含まれるが、紛争状

態のなかでもなにかの共同性が実践されているという主張もある⁽⁸⁾。しかし、どちらの関係性であろうとも、その関係性は当事者にとっては所与とされるのではない。その一方でこの当事者は抽象的な個人ではなく、当該の関係性以前、及びそれ以後も何らかの関係性のなかで生きている「具体的人間」⁽⁹⁾である。そういった諸個人が新たな当該の関係性のなかに位置づけられることによって、一定の緊張関係が発生する場合もあろう。この緊張関係の拡大を放置することなく、それを制御、ないし解決するシステムが社会には必要になるが、そのシステム自体が法や慣習、さらには様々なローカルな人間関係が絡み合って作動する。そうであれば、そういった法から人間関係までもが、一定の行為、実践、それらによる関係性に凝集されてくることになる。とすれば、その行為や関係性をとり上げ、それらをもたらししている様々な要因を解析していくことも、「共同性の法社会学」のもう一つの課題ではないであろうか。

本稿では青森県下北郡脇野沢村九艘泊でのタラ底建網漁を行う際の漁撈組織の事例分析を行う。ここでの漁撈組織は多分に親族関係と関連している。親族関係がどのように利用されているのかが、事例分析の中心になるが、このことは単なる親族研究を意図しているのではない。タラ漁を営むには漁業法を始めとして様々な法、規則による制約があり、そのような制約による共同性と差異性が漁撈活動に集約されている。すなわち、その漁撈活動という行為によって当該の法が実践されるが、その法とともに、漁撈組織自体が共同性と差異性を現出する。従って、本稿での共同性はこの漁撈組織でのそれをも含むが、このことよって檉村志郎や名和田是彦の定義する共同性⁽¹⁰⁾よりもソリッドなものを想定しているわけではない。いずれにせよ、ここでの多重な共同性と差異性は、公式法からローカルな漁撈組織編成までの様々なレベルでの、そして各レベル間の相関性を含んだ多元的な構造をも予想すること

になろう。以下では、まず対象地である脇野沢村九艘泊の概況やそこでの家族・親族構成とその変容を述べ(第一節)、ついでタラ漁の歴史と脇野沢村漁業協同組合(以下脇野沢村漁協と称する)での様々な法、規則を概観し(第二節)、漁撈組織の事例分析を行ったうえで(第三節)、最後に漁撈組織と親族関係の相互連関について述べることにする。

一 脇野沢村・九艘泊の沿革と概況

(1) 脇野沢村の沿革と概況

青森県下北郡脇野沢村は下北半島の西南部に位置している。藩制期には脇野沢村と小沢村の二村に分かれ、両村とも南部藩の所領地であった。南部藩は享保年間に領内を十郡一二五村に分割したが、それに伴い両村は北郡田名部通三七村に属し、田名部代官所の支配下におかれた。明治維新後、行政上の区画編成はめまぐるしく変わったが、明治二二年の町村制の施行によって脇野沢村と小沢村は合併し、新たな脇野沢村が成立し現在に至っている⁽¹⁾。

現在の脇野沢村は次の一地区に分かれている。すなわち、村役場が存する本村をはじめとして、片貝、滝山、源籐城、瀬野、新井田、寄浪、蛸田、芋田、九艘泊、小沢である。これらのうち片貝、滝山、源籐城は山間部に属しヤマザイ(山在)と呼ばれ、これらと本村、小沢以外の他の諸地区は本村から南西方面の海岸沿いに点在し、カミザイ(上在)と呼ばれている。小沢のみは本村の東五キロメートルほどの陸奥湾沿岸に位置している。カミザイのなかでは、瀬野は新井田から文化年間に、芋田は藩制期末期に九艘泊から分かれた集落であると伝えられているが、他の集落の成立時期については不明である。しかし、少なくとも明治初期には本村とともに他の十集落は成立⁽²⁾

表(1) 世帯数と人口の推移

年 度	世帯数	人口
昭和 20 年	555	3,631
25 年	684	4,583
30 年	748	4,788
35 年	811	4,742
40 年	879	4,689
45 年	898	4,205
50 年	928	3,873
55 年	968	3,739
60 年	977	3,486
平成 元年	958	3,307
2 年	934	3,202
3 年	948	3,160
4 年	938	3,146
5 年	931	3,121
6 年	936	3,104
7 年	921	3,019

(『脇野沢村勢要覧 1996』より)

表(2) 地区別の世帯数と人口の推移

	昭和 30 年		昭和 40 年		昭和 48 年		昭和 57 年	
	(世帯)	(人口)	(世帯)	(人口)	(世帯)	(人口)	(世帯)	(人口)
本村	339	2,140	397	1,937	419	1,644	461	1,611
瀬野	56	402	58	390	77	357	84	325
新井田	10	84	12	111	12	69	13	69
寄浪	26	178	28	183	31	186	39	188
蛸田	20	140	20	188	26	136	22	99
九艘泊	46	361	50	370	56	287	54	240
滝山	27	152	20	198	30	155	33	152
片貝	28	183	33	226	36	192	40	182
源藤城	35	213	38	246	41	199	39	173
小沢	155	990	166	996	185	791	186	657

(『村史』 p.11 より)

表(3) 地区別の人口の推移

地区名	平成 2 年	平成 3 年	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年
本村	1,456	1,424	1,441	1,422	1,424	1,394
瀬野	306	297	299	300	304	301
新井田	60	56	52	52	52	53
寄浪	168	170	169	166	165	166
蛸田	86	83	81	79	79	82
九艘泊	194	194	189	186	189	183
滝山	122	119	112	115	118	108
片貝	156	140	142	143	136	135
源藤城	150	147	145	142	139	137
小沢	533	530	516	516	498	494

(『脇野沢村勢要覧 1996』より)

しており、以後今日にいたるまで各集落での戸数や人口の変動はあるが、集落それ自体は存続してきている。平成七年一二月現在の当村の人口は三〇一九人、世帯数は九二一世帯であるが、表(1)は昭和二〇年から平成七年までのそれらの推移を示している。人口は昭和三〇年をピークとして、以後それぞれ減少してい

るが、世帯数の減少率は人口と比べれば低い。さらに各地区ごとの昭和三〇年から昭和五〇年代後半までの世帯数と人口の推移、平成二年から平成七年までの人口の推移は表(2)・(3)の通りである(但し芋田は行政上は九艘泊地区に含まれている)。最近では人口の減少率は各地区とも低い、それでも昭和五七年と平成七年を比較すると瀬野以外では一〇パーセントから三〇パーセント近くの減少率を示している。それに対して表(2)に見られる如く、各地区の世帯数はおおむね増加しており、結果として世帯構成員数の低下が目立ってきている。⁽¹³⁾

藩制期から明治初期にかけて当村の産業は、商業、林業、漁業が中心であったが、これらが同一地区で並立的に営まれてきたわけではない。商業は本村、林業はヤマザイ、漁業はカミザイの諸地区での中心的な産業であったが、漁業や林業が産業として成り立つためには伐採されたヒバ材や水揚げされたタラなどの販路が確立されていることが必要であり、本村での商業と他地区での漁業や林業は有機的に連関しあっていた。つまり、本村ではヒバ伐採請負、新タラ請負、船宿経営などを行う地元商人が、流通・販売ルートを押さえている他地域の回船商人とともに活躍していた。このような商業の発展に従って行商や職人も本村に集まり、さらには各商家での雇い人(水夫や杣夫)として他地区出身者も本村に引き寄せられることになった。

しかし、明治中期になるとそれまでの経済的な活況はなくなってくる。その理由の一つにあげられるのは、ヒバ山の多くが明治期に国有林化され、大規模な林業経営が進展する条件がはじめから失われてしまったことであろう。さらに明治三〇年頃からタラ漁は不振におちいり、回船問屋を営んでいた商人達も交通・鉄道網の整備によって地の利をえた青森市の間屋におされ、本村を去っていった。タラ漁はその後昭和二〇年代前半に至るまで盛衰を繰り返したが、その間は青森市の間屋である若由商店、佐末商店、山一商店や、福岡商店が仕込み親方として当地の漁

獲物を取り扱っていた。しかし、タラ漁は昭和二四年以来長期の大不漁を経験し、昭和二九年頃からは脇野沢村漁協の斡旋で漁網や漁具類を問屋に売り払う漁家もでてきた。そのような経緯を経ながらも、現在でも漁業は当村の主要産業の一つであり、従来のタラ漁以外にもイワシ・ホッケ、カレイ漁や、昭和四一年以来のホタテ養殖を中心とした沿岸漁業が主力である。魚種別では貝類でのホタテを別とすれば、タラの占める割合は大きい、その漁獲高は決して安定したものではない（表(4)参照）。

(2) 九艘泊地区の家族・親族構成

本稿の対象地である九艘泊地区（芋田を含む）は当村のなかで

最も漁業が盛んな地区であり、戦前・戦後を通じたタラ漁の不振のなかでも漁業者数の変動は他地区に比すれば少ない。もともと九艘泊は下北半島の西南端の脇野沢村のなかで、さらに最も西端に位置し、昭和四五年頃に海岸線沿いの道路が開通するまでは、本村との往復は海上交通か、「草鞋二足半はつぶす」と言われた峻険な山道に依存していた。このように当村のなかでは地理的に孤立してはいたが、九艘泊の名はすでに藩制期の初期に田名部五湊の一つとしてあげられている。当地区は谷間の小さな入り江に面しており、その入り江は風待ち、潮待ちに最適な場でもあったためであろう。明治九年に編纂された『新撰陸奥国誌』によれば、「九艘泊 本村の西一里二十一丁三十

表(4) マダラの水揚げ高の推移

年 度	数 量	金 額	年 度	数 量	金 額
昭和 41 年	102	9,851	昭和 58 年	471	1,69,521
42	65	8,137	59	458	1,70,979
43	50	5,899	60	947	3,30,710
44	58	8,397	61	1,146	4,54,103
45	39	7,188	62	1,231	3,45,715
46	71	11,302	63	719	2,78,372
47	101	15,288	平成元年	1,305	3,84,617
48	172	33,018	2	950	4,67,951
49	140	34,563	3	612	4,38,186
50	156	46,471	4	150	1,81,186
51	252	95,955	5	162	90,343
52	215	97,212	6	90	1,07,004
53	172	86,327	7	62	76,854
54	83	47,015	8	15	33,543
55	245	1,44,748	9	42	33,543
56	180	1,01,183	10	73	61,526
57	181	1,01,257	11	21	20,358

(脇野沢漁協、数量/トン、金額/千円)

一間にあり家数十二軒狭窄の小湾に住し浪静かなるときは海岸を往来すれども岩角一步を過るときは浪底に沈没すへし……」とも記されている。

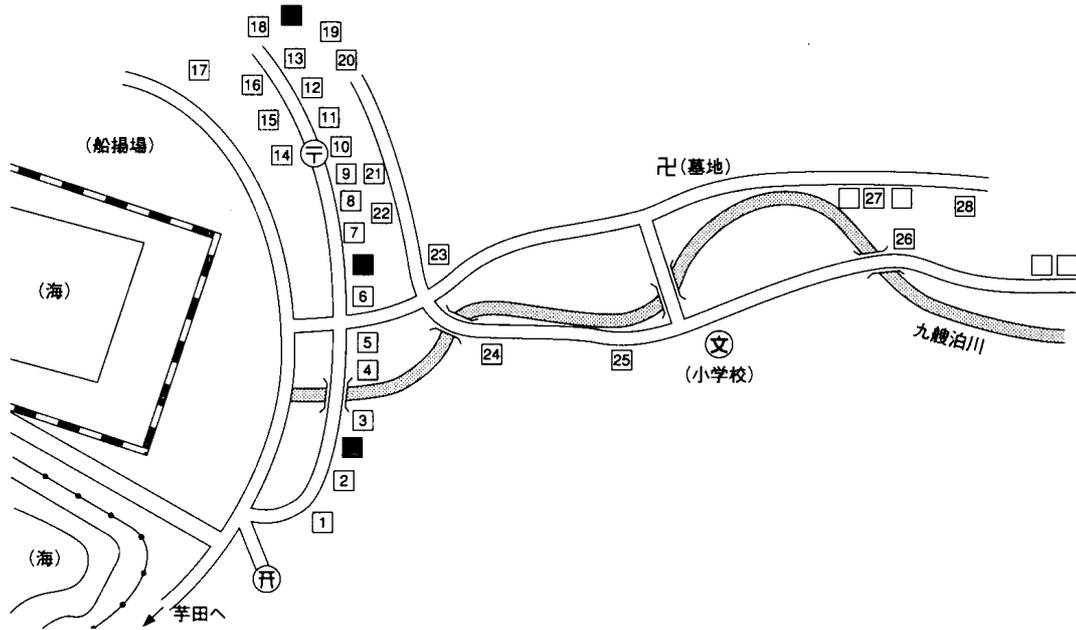
また、九艘泊は下北半島の最西南端において陸奥湾に突出している。そのため産卵のために外洋から陸奥湾に入るタラ(イリタラ)の好漁場を地先に有するとともに、対岸の津軽半島や青森市との接触が多かった。従って、本村の上屋商店などの問屋よりも、前述の青森市の佐末商店、若由商店、福岡商店などの取引が多く、明治・大正期以来このような仕込み親方と漁業者を媒介する「世話人」(差配)が当地区には存在していた。他の地区と同様に昭和二四年以後のタラ漁の大不振をここでも経験したが、当地区では「部落部分林」の売却などによってその時期をやりくりしてきた。このような方法がとれる事自体が、当地区でのタラ漁の比重の大きさをあらわしている。平成一二年度においても共同漁業権区域内での当地区在住者によるタラ底建網の許可船数・統数は一三隻、一五四ヶ統であり、これらの数は他の地区(蛸田、寄浪、新井田、瀬野、本村、小沢)よりも多く、比較的継続的にタラ漁業が営まれている地区と言えよう。

平成八年八月現在の九艘泊と芋田には住民票上は三五世帯、一五世帯が居住している。このうち出稼ぎ等で明らかに不在である世帯が三世帯あり、また世帯は別でも実際には同居している世帯を一戸とすると、九艘泊は三二戸、芋田は一五戸が現住していることになる。計四六戸のうち櫛引姓戸は一三戸、中島姓戸は九戸、木下姓戸は一三戸、山田姓戸は四戸であり、これらが明治期以来の居住戸とその分家、あるいは他に婚出した後に夫が死亡したため当地区に戻り旧姓を称している者の家(以下旧姓戸とする)である。他の七戸のうち小学校教員などの旧来の家との親族関係が全くない最近の転入戸は三戸であり、残りの四戸は上記の櫛引姓戸などの雇い人であった者が当地

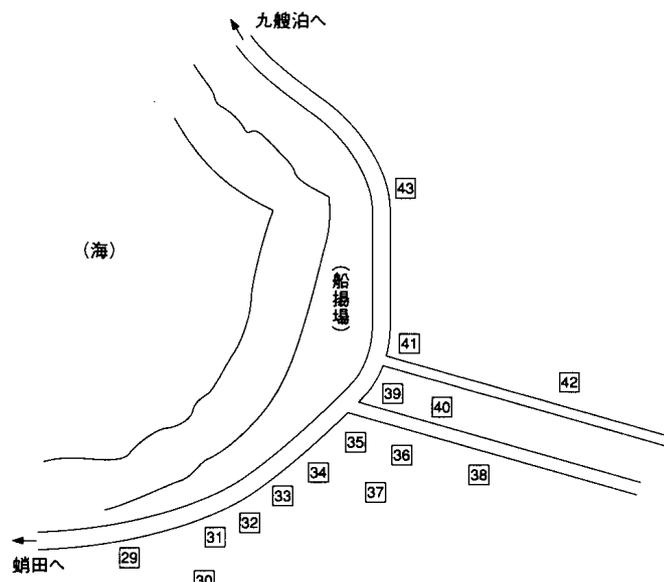
の女性と結婚し定住した場合や、その当主の配偶者が当地区出身者である場合の家である。

ここでは最近の転入戸三戸を除く九艘泊二八戸、芋田一五戸の計四三戸について述べていく(図1・2参照)。表(5)は四三戸の同居世代・員数別家族構成を示している。同居世代については二世代同居が多く、員数では二人、三人が多いが、

漁撈組織の法社会学(林)



図(1) 九艘泊家屋配置図 (家番号は便宜上筆者が付したものである。■は空屋)



図(2) 芋田家屋配置図 (家番号については前図と同じ)

これは前述の当地区を含む脇野沢村全体、あるいは各地区での人口と世帯数、世帯構成員数の推移と付合するものであろう。特に前掲の表(2)・(3)で見られるように、現在の九艘泊・芋田の人口は昭和四〇年の時に比すれば半減しているが、世帯数は変わらない。世帯数については最近の転入戸と転出戸(四戸確認されている)が相殺されている面もあるが、人口の減少はおのずと世帯規模の縮小をもたらしている。

表(6)は各戸の世代継続数を表示したものである。勿論、転出戸も存在したのであるから、この表から直ちに当集落の成立時期が推し量れるわけではない。しかし、芋田だけでなく、九艘泊においても、二代目が家が一代目の家よりも多いことは、後述するように当地でのタラ漁を始めとする漁業の盛衰と関係しているのかもしれない。さらに、九艘泊で世代継続数が不明な家が七戸あったが、これらはいずれも五世代以上の継続が予想される。表(7)ではこれらの家々から三世代以上継続している家での現当主と前当主の続柄を示した。双方ともに長男である家は九戸にすぎないが、一九戸の前・現当主の総計三八人のうち二六人までが長男である。さらに現世代で二代目の一七戸について見てみると、一四人の現当主が長男であり、一人は婿養子であった。ここから長男相続・継承の志向性を読みとることも可能であるが、むしろ、そのような志向性のなかでも長男が他出し、二・三男が相続した事例のあることにも注目したい。

表(8)は前・現当主世代での婚入者の出身地を表したものである。但し、現当主世代の数値では前述の旧姓戸と、現当主が未婚の家の計二戸、前当主世代の数値では現当主で一代目の家七戸は除いてある。両世代を比較すると、現当主世代では芋田を含む九艘泊内での内婚率が前世代に比して半減しているのに対して、脇野沢村の他の地区出身者と青森市出身者の婚入率が大幅に上昇している。これは一般に通婚圏の拡大と見なせるが、その拡大範囲が脇

野沢村内に限定されるか、そうでなければ下北半島の他の町村ではなく、青森市に傾斜している点に注目される。特に後者は海上交通による当地と青森市との結びつきを示唆するものであろう。このような九艘泊外からの婚入が始まったのは昭和二七、八年頃からであるとも言われていた。

かつての昭和三八年の九学会連合「下北調査」に際して、田原音和が当地区の調査報告書を記している。⁽¹⁴⁾ それによると、昭和三八年当時の戸数は木下姓戸が一四戸、櫛引姓戸が一五戸、中島姓戸が九戸、山田姓戸が五戸、その他が二戸の計四五戸であった。従って、総戸数としては現在とさほど変化はない。しかし、その当時でも木下姓戸の総本家はすでに転出しており、それ以後も櫛引姓戸の本家や古い分家の転出、中島姓戸の総本家継承者の本村への転出(但し本人の住民票は当地区にあり、家屋も当地区出身者が管理している)

漁撈組織の法社会学(林)

表(5) 同居世代・員数別家族構成

世代	員数						計
	1	2	3	4	5	6	
I	2	7					9
II		5	13	4	2		24
III				3	6	1	10
計	2	12	13	7	8	1	43戸

表(6) 世代継続数

世代数	九艘泊	芋田
1代目	4(戸)	3(戸)
2代目	9	8
3代目	4	4
4代目	4	0
不明	7	0

表(7) 当主の続柄

前当主	現当主	戸数
1m	1m	9(戸)
1m	2m	2
1m	3m	1
1m	am	1
am	1m	1
am	2m	1
am	am	1
2m	1m	2
3m	1m	1

(1m:長男、2m:次男、am:婿養子)

表(8) 婚入者の出身地

世代	出身地	下北半島										五所川原市	黒石市	青森市	その他	
		協野沢村								川内町	むつ市					東通村
		九艘泊	瀬野	新井田	寄浪	本村	滝山	源藤城	小沢							
前当主の世代	実数	19	1	0	0	2	0	0	2	4	2	1	1	2	1	1
	百分比	52.8				13.9				19.4						3.8
現当主の世代	実数	10	1	1	4	4	3	1	1	0	2	2	1	0	10	1
	百分比	22.4				36.6				9.8						24.4

といった事態が生じている。このような事態が系譜認識に影響を与えているか否かを見てみよう。表(9)は今回の調査で確かめられた限りでの本分家関係を示しているが、これを田原の調査報告書と可能な限り比較していこう。

昭和三八年当時と比較すると、中島姓戸や山田姓戸ではともに本家(Cと⑤)〔本稿での家番号は全て前掲の図(1)、(2)の家番号に対応する〕についての認識のゆらぎは見られない。他方で、木下姓戸では当時すでに転出していた総本家からの直接の分家が四戸存在していたが、現在では本家を不明とする④、⑥以外では、総本家を本家とする家はない。櫛引姓戸では昭和三八年当時に在住していた総本家A(家屋は現存し、⑬によって管理されている)を直接の本家としていた家は四戸存在していたが、現在では三戸に減少している。勿論この間に転出した分家もあり、かつ昭和三八年当時の具体的な系譜関係が田原の報告書からは判明できないので、これらから直ちに系譜認識の変化を読みとることはできない。しかし、注目されるのは、木下姓戸では総本家の最も古い分家⑥を本家とする

表(9) 各戸の本家

木下姓戸		櫛引姓戸		中島姓戸		山田姓戸	
家番号	本家	家番号	本家	家番号	本家	家番号	本家
①	⑥	⑦	A	⑨	C	②	⑤
③	④	⑬	⑫	⑮	C	⑤	無
④	*	⑭	⑮	⑱	C	⑫	②
⑥	*	⑯	⑫	⑲	C	⑳	⑤
⑩	⑥	⑰	⑬	⑳	C	㉑	
⑪	⑥	㉑	*	㉒	C	㉓	
⑫	⑥	㉒	⑬	㉓	⑭		
㉑	⑫	㉓	⑫	㉔	C		
㉒	⑥	㉔	⑫	㉕	C		
㉓	⑥	㉕	⑫	㉖	C		
㉔	⑥	㉖	A	㉗	C		
㉕	①	㉗	B	㉘	C		
㉖	③	㉘	A				
㉗	③	㉙	A				
㉘	③						

(*は不明、A、B、Cは転出戸であり、Aは櫛引姓戸の総本家と言われていた家、Cは中島姓戸の総本家)

家が五戸から六戸に増加し(木下姓戸には昭和三八年以降に分家した家は当地区に現存していない)、櫛引姓戸ではAの分家であったと思われる²⁵⁾が、現在では自らの本家を不明とし、むしろAと²⁵⁾の始祖はキョウダイであったと言説も聞かれていることである。

一見すると木下姓戸と櫛引姓戸の総本家の転出が系譜認識に微妙な影響を与えているのではないかと推測されるが、木下姓戸の総本家の転出は大正期であり、且つ中島姓戸の総本家の転出の影響は見られない。木下姓戸・櫛引姓戸での系譜認識変化の原因やそれらと中島姓戸での系譜認識との差異の原因は、単に総本家の存否に限定されるわけではない。木下姓戸や櫛引姓戸には孫分家が多く、中島姓戸では孫分家は一戸のみであり、且つ山田姓戸の規模は他に比してはるかに小さい。ここから「本・分家間の互助や交誼は、総本家を中心として行われるのは、中島・山田の両同族だけであって、木下と櫛引のそれは、直接の本・分家を中心とする下位組織の成員間に限られてくる」¹⁵⁾ことになろう。しかし、そうであっても田原は定置網の漁撈組織などの「生産上の現実的基盤にもとづいてみると、部落の人びとが少なくとも同族組織をはっきりと識別しながら、冠婚葬祭の場合をのぞいて、その互助の実態がしだいに親族間の互助関係と区別しがたくなってきていることは否めないところである」¹⁶⁾としていいる。つまり、表象のレベルでの本分家関係についての系譜認識と、実際の行為のレベルでの「互助や交誼」や漁撈組織の編成をもたらず関係がズレてきていることが指摘されている。しかし、本分家関係の認識があれば、必ずそこに互助協同関係が生じるわけではないし、分家でもその世代継続数が一、二代である場合と、それ以上の場合では異なってしまう。何故ならば、特に分家初代の場合は本家当主とは親子関係、ないしは兄弟関係にある場合が多く、当事者が本分家関係として本家との関係を捉えていたかどうかにはわかには断定できない。漁撈組織の構成員の場合は、後

で述べるように分家分立以前から当該組織に加わっていることもあり、分家分立過程、ないし親族関係形成過程の視点から考察する必要がある。さらに、田原は定置網での漁撈組織の事例をあげていたが、現在の当地での漁業の実態からすると、本稿ではむしろタラ底建網漁でのそれが中心となろう。

二 タラ漁と脇野沢村漁業協同組合

既述のように、現在の脇野沢村の漁業は底建網によるタラ・ヒラメ漁、定置網によるイワシ・コウナゴ漁、さらにつぶ貝、ホタテ貝等の貝漁に大別されるが、九艘泊地区ではタラ漁への依存度が他地区よりも高い。タラ漁は藩制期には延縄や刺網によって行われていたが、現在の底建網の原型は明治一八年に三代前の⑦の当主によって発明されたとされている。それ以後当地区では、イリタラを建網や延縄(鱒釣漁)でとる時期がしばらく続き、大正期になるとこのイリタラは建網、産卵後外洋に出るデタラは延縄でとるという漁法が確立してきたようである。底建網漁では、一隻に数人が乗り組む漁船によって「場取り」が行われた。すなわち毎年一二月の「口明け」に一斉に漁船が出漁し、網を入れる良好な漁場をより多くの確保することによってその年の水揚げ高が左右された。従って、より多くの漁獲量を求めようとする、高額な給料によって「場取り」のうまい漁業者の雇い入れとともに、網の統数の増加が必要になってくるが、それには相当な費用がかかることになる。大正期から昭和初期にはそれを自己資金でまかなえる漁家は少なく、多くは漁業資材から漁業者の給料までの仕込み費用を問屋から前借りし、漁期の終わりの旧正月前の「値ダテ」で精算していた。このような問屋(仕込み親方)の支配は大正期から昭和前期まで続いたが、それ以前の明治期のタラ漁ではそれとは異なった側面が見られたことにもここでは注目したい。次に掲

げる資料⁽¹⁷⁾は明治期の九艘泊での建網経営や「場取り」違反者の取締りのあり方を示している。

(資料1)

「誓約書

明治廿三年旧五月五日村中集會ノ上左ノ条項ヲ約定シ組合漁事ニ関スル條目

一、本年鱈建網ハ九艘泊貝崎ノ両灣ニハ常付キ網ヲ建テ之ニハ新規ノ網ヲ用ユ

二、字アモヂウタ穴ノ下ハ追網場所ト定メ之ニ古網ヲ用イ風波ノ動靜ヲ斟酌シテ該網ヲ時々追網スルモノト定ム

(以下略)

小頭 櫛引八太郎

木下巳之吉

木下岩松

中島佐太郎

中島佐之吉

櫛引子之吉

櫛引孫太郎

山田辰次郎

木下岩吉

木下由松

櫛引筆吉

木下辰之助

木下福太郎

(資料2)

「九艘泊鱈釣小舟出船期限違背ノ義ニ付左ノ料料ヲ申付ケ致事

一、壹番出船 櫛引初太郎

此過料酒貳斗

一、貳番出船 木下巳之吉

此過料 壹斗

一、三番出船 櫛引福蔵

此過料 五升

一、同上 櫛引孫太郎

此過料 五升

右ノ通り正ニ処分仕致事

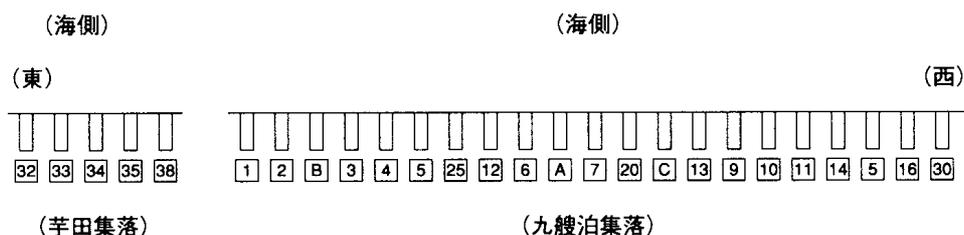
明治廿五年一月十九日

(資料1)の櫛引八太郎以下の一三名は当時の九艘泊居住戸の全戸主であり、当時の建網経営が彼ら全員によって担われていたことが知られよう。(資料2)での過料の申し付けも「九艘泊村中」の名によってなされている。つまり、大正期とは異なり、この時期のタラ漁はムラが主体となって営まれていたのである。それがやがて前述のような問屋支配によるタラ底建網漁が主流になっていくとともに、大正初期には夏漁でのイワシ定置網が三代前の[13]の当主によって導入された。これについて、昭和期になると中島姓戸の総本家や櫛引姓戸の[16]もイワシ定置網を始めた。イワシ漁は毎日の網起こしや「焼干し」を行うための人員を必要とする。問屋が仕込み費用を前貸しし、流通過程を支配している状況下でのタラ漁やイワシ定置網の導入は、それまでの「村中」での建網経営から、個々の漁家単位による漁業、そして有力漁家の台頭、そこでの漁業者の雇用による操業という形態に変化してきたのである。

この有力漁家は同時に当地区に入ってきた問屋の「世話人」をつとめることにもなる。大正期以来九艘泊には青森市の問屋の佐末商店、若由商店、福岡商店がはいってきたが、その時期は順次ずれている。まず大正期には佐末商店が、その佐末商店がニシン場で破産した後は若由商店、そしてそれが昭和初期に退いた後に福岡商店が当地の漁業を支配することになった。そして、佐末商店の「世話人」には[7]が、若由商店と福岡商店のそれは[13]と中島姓戸の総本家があたっていたが、後には[13]が福岡商店の「世話人」を引き受けることになった。ここで見られるように、当時の有力漁家としては櫛引姓戸の[7]や[13]が、中島姓戸の総本家ともあげられている。このことは、当地区

では問屋支配を前提としながらも、本分家関係が必ずしも経済的な階層区分として現象してきていないことを示している。むしろ才覚のある漁家が九艘泊内外から人を雇い入れ、タラ漁やイワシ漁を営んでいたことになろう。

問屋支配は九艘泊では戦後もしばらくは続いたが、昭和二四年以後の長期にわたる不漁は各漁家に多大の借金を負わすことになり、前述のように、その借金を当地区では「部分林」の売却などによって整理した。そして、脇野沢村漁協のもとでの「全村集荷体制」を整えたのが昭和四一年である。しかし、このような体制を整えたとしても、当地区では居住者が全て漁船を所有してタラ漁に従事できたわけではない。何故ならば、九艘泊は小さな入り江に面した集落であり、漁船を引き上げる場は当初から制約されていた。そのため自己の船揚場（船小屋）を有していない者は漁船を所有することができず、おのずと他の者の漁船に乗り込んで漁業に従事するしかなかった。九艘泊の現在の船揚場が完成したのは昭和五〇年代後半であるが、それまでの海岸での船揚場の所有者（家）を図示したのが図(3)である。見られるように九艘泊では二一戸、芋田では五戸の家が漁船を所有することができたにすぎないのであり、新たな分家者が漁船を所有する機会は限られていた。現在の船揚場は脇野沢村の漁港改良事業の一環として整備され、三〇艘の漁船を置くことが可能であるが、その管理は当地区に任されている。九艘泊では個々の船揚場の配置はくじ引きで決められ、現在では図(4)の通り、一四戸がそれぞれの船揚場を確保している。



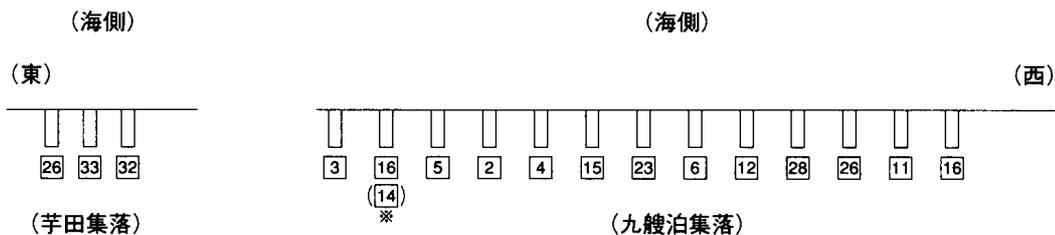
図(3) 漁港整備以前の船揚場
(数字や記号は図(1)(2)と表(9)の家番号に対応、図(4)も同じ)

しかし、漁船を所有しているだけでタラ漁が営めるわけではない。現行漁業法の下では各漁業協同組合に属していることが必要である。当地区在住者のなかでの脇野沢村漁協（二戸一組合員方式を採用）の正組合員は二七人（戸）、准組合員は五人（戸）（うち一人（戸）は当地に住民票はあるが実際には不在）である。このうち正組合員の審査基準は、平成七年六月二六日の「組合員資格審査会」で以下の点が確認されている。

「定款・規約・規程で定められている他に正組合員の審査基準として

- ① 一二〇日以上漁業を営む者
- ② 船を所有している者
- ③ 実働する意志のある者
- ④ 漁業で生活を得る者
- ⑤ タラ漁期中、乗組みした者

現在の水産業協同組合法（以下水協法と称す）での組合員資格の一般的な特徴は、「正組合員の資格の範囲が極めて厳格に限定されており、組合が定款で任意に限定を付し得る余地をほとんど認めていない……すなわち、組合の地区内に住所を有する漁民は漁業日数による若干の差異を別とすれば、ほとんど自動的に正組合員資格を有することになっている¹⁸⁾」と指摘されている。このような特徴に比して、上記の⑤（一漁期の乗り組みで可）は明らかに当漁協の特異性を示している。この要件は当漁協でのタラ漁の重要



図(4) 現在の船揚場
 (* ⑭は現在廃業しているので⑭の船揚場になっている)

性を示すものであるとともに、タラ漁経験を經て始めて「一人前」の漁業者(Ⅱ正組合員)足り得ることを漁協自体がその内規によって認めていることになる。③と④は、当漁協が一戸一組合員方式を採用しているとしても、当該家を継承・相続した者が自動的に正組合員になるわけではないことを示している。さらに、「脇野沢村漁協 西共第60号 第2種、第3種共同漁業権行使規則」によれば、「いわし、あじ、いか、やりいか、こうなご、たい、すずきの小型定置網漁業」と「かれい、ひらめ、たららの底建網漁業」を営む権利を有する者の資格は、組合員であつてこれらの漁業に「10年以上の経験(経営又は従事)を有する者」とされている。これは同行使規則での「かれい、ひらめ等の刺網漁業」、「いわしの地びき網漁業」についての資格や、当漁協の「西共第59号 第1種共同漁業権行使規則」での「あわび漁業」、「ほたてがい漁業」などの資格が、「個人である組合員であること」とされていることと比較すると、明らかに差異化がはかられている。すなわち、単なる組合員資格だけでは実際にタラ底建網漁を営む権利はないのである。

さらに、このような共同漁業権行使規則上の権利を有する者でも、自由にタラ底建網漁を営むことができるわけではない。何故ならば、現在も「場取り」は行われており、毎年一二月五日午前七時に一斉に出漁しなければならぬ。さらに、年々底建網の規模が大きくなってきたことから、自主的に漁具の規模を規制する内規が制定されている。すなわち、昭和六〇年三月七日に脇野沢村漁協底建網部会は「底建網操業 自主統制内規の見直しについて」を作成した。これは「限られた漁場を円滑克つ高度に利用するため」に、「(イ)漁具規模の制限の件、(ロ)違反者に対する処分の件、(ハ)漁具規模の調査員制定の件、(ニ)その他」の四項目から構成されている。(イ)では底建網を大謀型、中謀型、普通型の三種に分け、それぞれの規模を規定した後、以下のように定めている。

「(2)大謀型の建込み統数は一組合員一カ統とする。

(3)大謀型及び中謀型の建込統数の合計は組合の行使統数の二分の一(端数は繰上げる)を限度とする。

(4)大謀型及び中謀型を建込みする者は、その統数に応じ一部普通型建込統数を自主的に削減する。その数は下記のとおりとする。

(以下省略)

さらに(ロ)の「違反者に対する処分の件」では、次のように定めていた。

「(1)たら底建網建込場取を一日停止する。

但し、場取終了後に違反行為が発覚した場合は、翌年第一日目の場取を停止する。

(2)底建網行使権の一部又は全部の取消しを組合に対して理由書を添えて進言する。

(3)県底建網許可申請には以後許可申請から除外するよう、組合に対し理由書を添えて進言する。

(4)違反者を処分した場合は、違反者の氏名、及びその理由書を部会全員に書面をもって通知する。」

タラ漁が毎年一二月から二月頃にかけて行われることを考えれば、「場取り」の一日停止は比較的軽微な処分のように見えるが、実際には一日目の「場取り」でその年のタラの水揚げ高が左右される場合もあり、決して「軽い」処分ではない。また、前述のように、明治期には「九艘泊村中」の名でもって建網が経営され、且つ同様にして「場取り」違背者には過料が科せられていたが、現在ではこのように漁協レベルでの規制や処分がなされている。この

ことは共同漁業権の免許は各漁協に与えられ、組合員は漁協の管理のもとで権利を行使するという現行の漁業法のもとでは当然のことであろう。こうした法制度の下では、タラ漁は九艘泊という地区内での合意によってだけ遂行することできず、脇野沢村の他地区の漁業者との合意をも必要とすることになる。つまり、各漁業者は先の正組合員の基準、共同漁業権行使規則とともに、タラ底建網漁自体についての規則に服することによって操業できるのである。

他方で、このような脇野沢村漁協内部の規則だけでなく、他の漁協との協定にも服する必要がある。すなわち、共同漁業権の区域外の操業に関してであるが、対岸の津軽半島の平館村漁協と蟹田町漁協との間で「覚書」が交わされ、それまで脇野沢村漁協がタラ底建網漁の操業許可を得ていた漁区に「調整区域」を設け、平館村漁協と蟹田町漁協のカレイ固定式刺し網漁、延縄漁との競合関係の調整を図っている。平成一一年九月二九日付けのその「覚書」の一部を引用しておこう。

「平館村、脇野沢村、蟹田町3漁協は、相互漁業経営の実態をよく理解し、友好親睦を深め永久的周年漁業経営が平和裡に実施されることを目的に年1回各漁協持ち回りで協議会を開催し、改めて漁業調整を図り、具体的操業方法を定めることとした。：

記

1. 脇野沢村、平館村、蟹田町3漁協が知事の許可を得て操業する、たら底建網漁業の操業期間は、平成11年12

月5日より平成12年2月10日までとする。

なお、蟹田町漁協は、平成12年2月20までとする。

2. 脇野沢村漁協が知事の許可を得て操業するA区域内に別紙漁場図のとおり脇野沢村、平館村両漁協が操業できる調整区域を設けて両漁協話し合いの上実施することを確約する。

(以下省略)

つまり、脇野沢村漁協がそれまで独占していた漁場内の「調整区域」で、他町村の漁協の操業を認めているのである。このことは脇野沢村漁協の組合員でタラ漁を営む者は、今や居住地区内での合意や当該漁協内の規則だけでなく、近隣漁協との協定による漁場の制約も受けつつ操業することになる。このように、タラ漁は各組合員が漁船、漁具を所有し、漁業者を雇い入れるだけでなく、二重、三重の法のもとで行われているのである。すなわち、第一に水協法や漁業法、第二に先の「覚書」、第三に当該漁協の組合員資格、第四に「自主統制内規」や共同漁業権行使規則である。これらによる規制は、順次漁業者としての共同性と非漁業者との差異性、近隣漁協との共同性と遠隔漁協との差異性、当該漁協の組合員としての共同性と他の漁協組合員との差異性、タラ底建網漁を営む権利を有する者としての共同性とその権利を有しない者との差異性を生み出す。これらは公式法としての水協法、漁業法の抽象性を漸次具体化していくことになるが、それにともない共同性の範囲は狭小化してくる。逆に言えば差異化される範囲が拡大していくことにもなる。つまりタラ漁を行う際に必要とされる法にともなう共同性は、常に共同性から排斥される部分を措定することによって維持され、さらにその排斥部分を順次内側に拡大していく。その

最後は上記の「自主統制内規」や共同漁業権行使規則にとどまらない。その先にもう一つの共同性と差異性が現出される。各漁船での共同操業組織としての漁撈組織によるそれである。個々の漁船単位でのこの漁撈組織が実際にタラ漁を営むのであり、ここでの差異性は、当該漁船と他の漁船との漁撈組織構成員の異同、及び「場取り」自体や構成員の「場取り」技量の優越などによって左右される水揚げ高の差異としてあらわれる。これは水協法から共同漁業権行使規則までの法によって放置されている差異性であるが、この差異性の放置によって、それらの法が実行され、且つ各漁撈組織の個別性が生まれ、そしてタラ漁遂行上の「個」が析出されてくる。いうまでもなくこれは個人ではない。この「個」は漁船では複数の漁業者による共同操業がなされるが、その操業という共同作業のなかに個人は位置づけられる。各漁業者を視点とすると、この共同操業において「個と共同性」があらわれ、その共同性が「個」の漁撈組織として措定されるという多元的な構造が生まれてくるのである。そうであれば、各漁業者(経営主)はどのようにして漁撈組織を編成するのか、そしてそれはどのような共同性であるのかという問題が次に問われることになろう。

三 漁撈組織と親族関係

九艘泊において平成一一年度にはタラ建網漁を営んだ者は一四名である。平成二二年度ではこのうち一名が廃業し、一三名が営むことになる。タラ底建網漁は再三言及したように、一艘の漁船につき数人の漁業者を必要とする。このことは明治期以来変わっていないようである。昭和三〇年代までの当地区でのタラ漁の労働力について田原は以下のように述べていた。「タラ漁の労働力は、明治年間には、津軽の農漁村からの「モライ子」によって補充したと

いわれ、ほとんど一戸あたり一人は「モライ子」がいたという。大正期以降は、前述のような対岸周辺の出稼ぎ漁夫に依存することが多かった。したがって、他の漁浦の例にみられるように、本・分家の共同乗組でタラ漁を営むということも少なかったし、分家の労働力をあてにする必要は、比較的早くから失われていた。こんにち、漁業労働に本・分家間の互助がみられるとすれば、比較的多くの労働力を必要とする定置網においてである¹⁹。すなわち、昭和三八年頃の定置網漁では本分家間の互助が見られていたが、イリタラを建網でとる漁法の確立した大正期以後のタラ漁では、「出稼ぎ漁夫」に依存し、本分家関係はその際の漁撈組織の編成にはさほど関与していなかったようである。

平成一一年度にタラ底建網漁を営んだ一四名(戸)はどのようなにして漁業者を雇い入れたのであろうか。そして、そのような漁業者は固定しているものであろうか。言い換えれば、タラ漁の不振という事態に対して漁撈組織の編成はどのような変遷をたどってきたのか。現在一四名のなかで全く親族関係に依拠することなくタラ漁を営んでいるのは一名のみである。他はその全てでないとしても、何らかの親族関係によつて有給漁業者を雇い入れている²⁰。以下ではその事例をあげていこう。

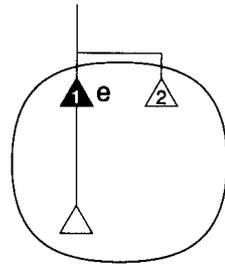
図(5)の(事例1)では図中の三人以外に本村から一人を雇い入れていた。しかし、最近eの弟が死亡したため、新たな人を本村から雇い入れる予定である。ヒラメやイワシ漁の際は、eの妻と息子の三人で行う。(事例2)では三人で操業している。但し次男は現在東通村に在住しており脇野沢村漁協の非組合員であり、タラ漁の時のみ手伝いに来る。(事例3)のeは平成一二年度からは廃業を予定しているが、これまでは分家したオジとイトコの二人の計四人で操業しており、四人とも当地区居住者である。(事例4)のeは三男であるが、長男と次男が他出したため

当該家を継承した。彼も当家からの婚出者の息子二人(双方と芋田に在住)とともに操業している。

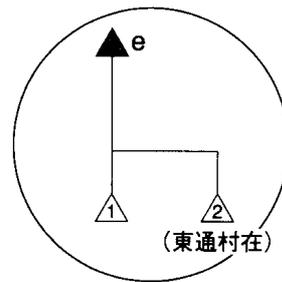
(事例5)ではeとその息子、及び母方イトコ、さらに本村から一人を雇い入れて操業している。この母方イトコはむつ市に在住しており、(事例2)の次男と同様に非組合員である。

これら五事例で本分家関係があらわれているのは(事例3)のみである。(事例4)のaの家は(事例1)のeの家の分家(三代目)であり、(事例5)のeの家は(事例2)のeの家の分家(三代目)である。(事例3)のaは世代継続数不明の中島姓戸の分家当主であ

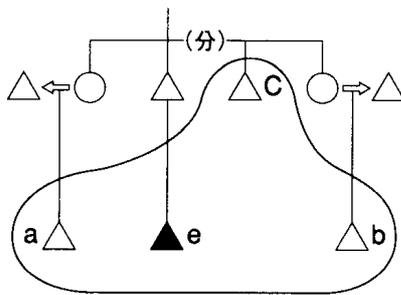
(事例1)



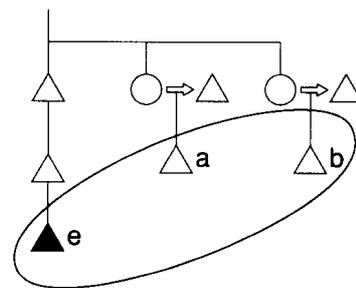
(事例2)



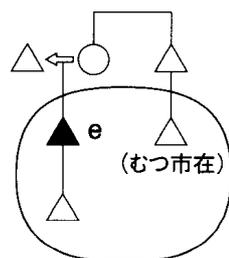
(事例3)



(事例4)



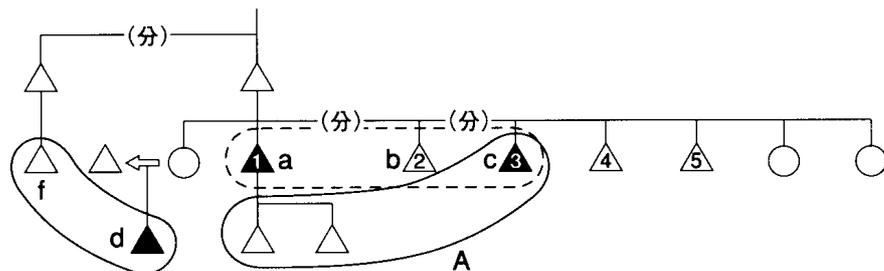
(事例5)



図(5) 漁撈組織の(事例1)～(事例5)
(▲が経営主、実線内が漁撈組織のメンバー、以下(事例9)まで同じ)

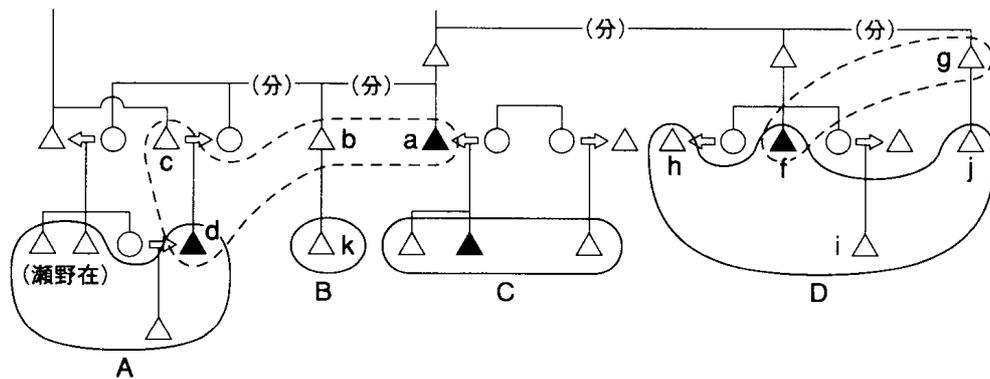
り、bは二代目の木下姓戸の分家当主である。(事例4)のeの家も中島姓戸の分家(四代目)である。さらに(事例4)のb(分家三代目)の本家は現在もタラ漁を営んでいるが、その本家の現当主はその弟や母方イトコとともに操業している。これらはいずれもその本家や分家とは操業していない。つまり、これらの事例からは、本分家関係が他に優先して漁撈組織を構成しているわけではないことが知れよう。しかし、親族関係のない者の参加は二次的であり、何らかの親族関係者が有給漁業者として操業に加わっている。

それでは、このような親族関係者による漁撈組織の編成が昭和二〇年代から現在にいたるまでどのような変遷を経てきたのかを見てみよう。まず図(6)の(事例6)でのa、b、cの生家は[13]である。昭和三〇年頃までは長男のaが中心になって、aの漁船にbとcが乗り込んでタラ漁を営んでいた。aの弟の四男や五男は最初から漁業には従事しておらず、姉妹は二人とも他に婚出している。その後不漁期が続いたのでa、bが抜け、現在ではcが経営主となって、c所有の漁船にaの息子達が乗り組んでいる(図(6)のA)。但しイワシ漁のときはこれら三人にdが加わっている。d自身はfを有給漁業者として雇うとともに、本村から手伝いの人を頼んでタラ漁を行っている。図(7)の(事例7)では昭和二七、八年頃まではaを中心としてb、c、dが有給漁業者として参加し、fの漁船にはgが参加していた。この時にはb、c、gは漁船を所有していなかった。gは



図(6) 漁撈組織の(事例6)
(点線内は以前の漁撈組織のメンバー。以下(事例9)まで同じ)

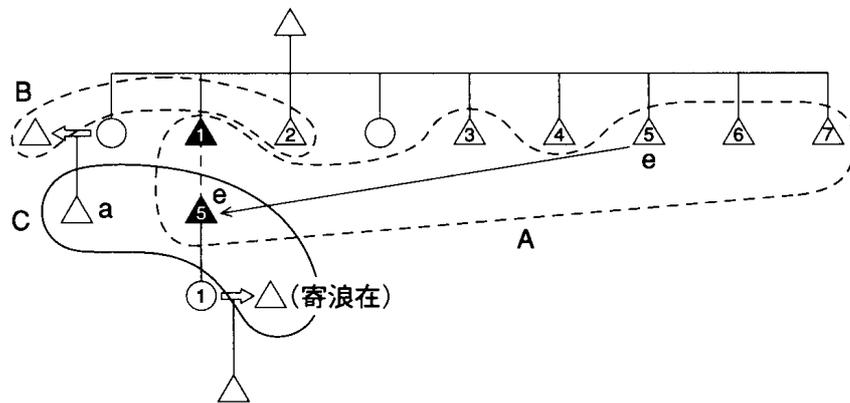
図(7)ではaからの分家のように示されているが、実際にはfの父がgを連れて分家し、gはfの家から分家している。この二漁撈組織は図中に見られるように現在では四漁撈組織A、B、C、Dに分化している。Bのkは先の(事例3)のbである。この二事例では昭和三〇年頃までの漁撈組織は本分家関係に即しているように思われる。しかし、(事例6)では、fやその父は本家の漁撈組織には有給漁業者としては参加していなかったし、⁽²⁾a、b、cによる共同操業もb、cが分家する以前からの操業形態である。この(事例6)でのAはそれまでの漁撈組織を構成していた兄弟関係のなかでの世代交代として考えられるが、経営主は分家のcに移行している。(事例7)のa、b、c、dによる操業や、f、gの操業においても、一見すると本分家関係による漁撈組織編成がうかがえるが、実際にはそれぞれがa、fの家で同居していた時期からの操業形態である。特に前者の場合はそれぞれが分家した後、二、三年を過ぎると別々に操業し始め、dは現在の漁港(船揚場)の完成とともに漁船を所有した。A、B、C、Dのなかでそれ以前の漁撈組織での親族関係を継承していると思われるのはDのみである。a、b、cの共同操業は全く別々に分化し、bの息子kは母方の親族関係者と、cの息子dは妻の兄弟(瀬野在住)と操業することになった。また、Dで注目されるのは、i、j、hである。i、j(漁協の非組合員)は通常は出稼ぎ中であり、タラ漁の時にのみ当地に戻ってくる。h



図(7) 漁撈組織の(事例7)

は(事例3)のcと同一人物である。(事例3)は平成一一年度の事例であり、前述のようにここでの経営主が平成一二年度には廃業する予定なので、hは新たにDに加わる予定でなのである。

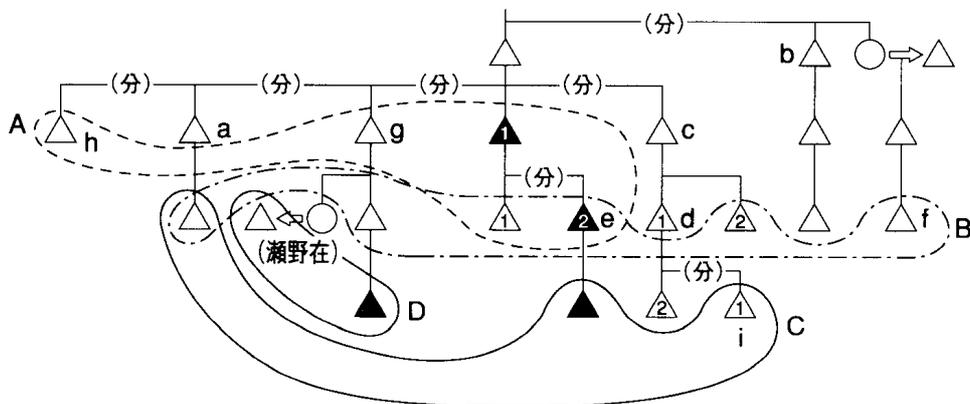
図(8)の(事例8)は櫛引姓戸16の事例である。昭和二〇年代中頃まではタラ漁では図中のA、Bの二漁撈組織が形成されていた。eの兄である四男は戦死しているが、それ以前はAに参加していた。この時期のAは図中の六人だけでなく、四人の「出稼ぎ漁業者」を含んでいた。同じ時期のイワシ漁やヒラメ漁では「出稼ぎ漁業者」の代わりに当地区在住の四、五人が加わっていた。これらの人々の参加はそれぞれの「本家で人手が余っていたため」と説明された。その後タラの不漁期が続いたが、昭和三〇年代中頃までには、eと長男が養子縁組を結び、六男は配偶者の出身地である五所川原市に行き、七男は婿養子となって他出した。残った長男とeと三男が、一人の有給漁業者とともにタラ漁やイワシ漁を続けた。昭和六〇年に長男が没すると、eと分家した三男は、eの長女の夫(寄浪在住)と本家25の息子b(非組合員、図(8)では省略)を加えたが、三男自身は漁船を所有していなかった。三男は後に青森市に転出したが、それでもその後二、三年はタラ漁の時期には戻ってきた。平成六年頃からは図中のCにbを加えたタラ漁の漁撈組織が形成されている。そして平成一二年度からはeの長女の長男が加わる



図(8) 漁撈組織の(事例8)

予定であるという。それに対して、夏場のイワシ漁などでは、a、bの代わりに⑥の当主やその分家②③の長男が参加している。

図(9)の(事例9)は中島姓戸の総本家の事例である。eは総本家からの分家初代であるが、戦後の総本家によるタラ漁、イワシ漁の漁撈組織に一貫して参加してきた。まず昭和二〇年代中頃以降のタラの不漁期までは、eの父が所有していた漁船にeの兄、e、そして父の兄弟達g、hとともに、津軽半島からの三、四人の「出稼ぎ漁業者」が乗り組み、漁撈組織Aを構成していた。aは昭和一七年に戦死しており、bは網漁業には携わってはならず、cは早くから芋田に分家し「独立してやっていた」ので、これら三人は加わっていない。昭和二〇年代中頃から昭和四〇年頃まではむしろイワシ漁が中心であったが、やはりeとその兄が中心となってeの父が所有する漁船に乗り組み、漁撈組織Bを構成した。新たにaの息子とfが参加したが、この間に総本家の長男(eの兄)が離脱したので、その後はeを中心とした構成になった。またgは昭和三〇年代中頃に芋田に分家し、以後はeではなくcと一緒にタラ漁を営んだ。つまり、gとその息子は別々の漁撈組織に参加していたが、Bのイワシ漁での「網おこし」にはgやcが手伝ったという。dは昭和三三年に死亡しており、これには参加していない。漁撈組織A、Bで漁船を所有しななかつたのはhである。現在のタラ漁の漁撈組織では、



図(9) 漁撈組織の(事例9)

eの引退後はその長男が中心となってCが、そしてgの孫とgの娘の夫(瀬野在住)、そして芋田在住の二人を加えたDが構成されている。また、fは(事例4)のaと同一人物であり、Cのiは漁協の非組合員である。

(事例8)と(事例9)はどちらも当地区での有力漁家の事例であるが、タラ漁の不振に伴い漁撈組織の規模は小さくなってきている。勿論、これには昭和二四年頃から導入された動力船の影響もある。 (事例8)では同居していた兄弟達が彼らの父が所有していた漁船で操業しており、後の兄弟達の他出、養出後は、当該家継承者eを中心にしてタラ漁の存続がはかられた。その際確かに本家のbを加えているが、主たる労働力はeとeの長女の夫である。(事例9)では総本家の継承者が本村に転出したため、漁家としての中心的地位を継承したのは分家した次男(e)であり、漁撈組織B、Cにおいても中心はこの分家者である。この事例でのhやgも分家以前からeの父の所有の漁船に乗り組んでいたものであり、分家後は離脱していく者も見られた。しかし、Bの場合はおおむね本分家関係を基軸とした編成であり、現在のCも総本家は参加していないが、eやその長男と分家群から構成されている。

総じてこれらの九事例から言えることは次の三点であろう。第一に、(事例3)、(事例6)、(事例7)〜(事例9)では本分家関係が漁撈組織に関与しているが、それらの分家は全て初代か二代目の分家にすぎない。しかも、分家初代の場合は、結果として分家に関与していることになるのであり、過程論的な視点からすれば、分家以前に本家に同居していた時点から当該の漁撈組織に参加していた。むしろ、(事例7)や(事例9)で見られたように、分家後は本家から独立していく傾向があるようである。これらの点は次の第二点目とも関連するが、(事例6)〜(事例9)での以前の漁撈組織を見ると、「出稼ぎ漁業者」を別とすれば、その構成員は分家以前の当該家の構成員であった。つまり単独漁家での父子関係や兄弟関係を基軸としてそれが編成されていた。前述のように、大正期以後は問

屋支配下での個別的な有力漁家によるタラ漁・イワシ漁の経営が続いていたが、その際の当該漁家での漁撈組織でも同じ構成をとっていたと考えられよう。そのような子や弟達がやがて当地区内で分家していったので、現在では二代目の分家が相対的に多くなっているであろう。

さて、タラ漁やイワシ漁が衰退してくると、漁撈組織の規模は縮小し、それに伴って分家分立よりも出稼ぎや他出が多くなってきた。このことは現在の船揚場には三〇艘の漁船を配置することが可能であるにもかかわらず、一四戸のみの船揚場が確保されていることや、漁協の正組合員が二七名でしかないことからわかれよう。しかし、それでもタラ漁やイワシ漁は継続されてきているので、漁撈組織は編成されねばならない。その編成の特徴が最後の第三点目となる。現在の漁撈組織を見ると、以前と同じ父子関係や兄弟関係とともに、当地区での居住如何にかかわらず、婚出先や婚入者の生家、あるいは婚入者である母の姉妹関係が組織編成に際しては利用されている。確かに前述の田原の報告にもあるように、昭和三八年頃にもこのような関係者が組み入れられた事例はあったが、現在それを利用していないのは(事例1)と(事例2)だけである。この変化をよりはっきり表しているのが(事例3)のcや(事例9)のf(現在は(事例4)のa)が参加する漁撈組織の変更であろう。両者とも妻方、母方の親族関係者の漁撈組織に変わっている。しかし、このことは血縁関係が重視されていないことではない。義理の兄弟・息子を除けば、構成員の中の親族関係者の多くは経営主の父方、あるいは母方の血縁関係によって連なっている。そして、ここで注目されるのは、経営主の父方、母方双方の親族関係者が同時に一つの漁撈組織に参加している例がないことである。⁽²²⁾

このような本稿での限られた諸事例から、現在の漁撈組織と昭和二〇年代のそれとを単純に比較することは難し

い。しかし、(事例6) (事例9) から言えることは、「出稼ぎ漁業者」を別とすれば、単独漁家によるタラ漁から複数の家が多様に関与するタラ漁に移行してきたことである。現在の複数の家々の多くは親族関係者の家であるが、本分家関係が関わっているのは(事例6)のAと(事例9)のCのみである。しかも前者では経営主は本家ではなく、後者では本家に参加しておらず、分家群のみによる構成である。他方で本分家関係に関わらない漁撈組織を見ても、その多くは上位二世代以内での親族関係者によって構成されている。当地区では世代継続数が三、四代を超える分家も存在していたし、前当主世代での当地区内での内婚率の高さからは、それ以前からの錯綜する親族関係が推測される。このような古い本分家関係、古い親族関係の存在にもかかわらず、ここでは比較的新しい親族関係者によって漁撈組織が構成されてきていることが知れよう。その場合でも、経営主の父方、母方双方の親族関係者を同時に含むことはなかった。このことは経営主の上位二世代以内の親族関係者を含む場合でも、その上位世代でのキョウダイ関係を基軸として漁撈組織が編成されていることになる。すなわち、この点に関しては、昭和二〇年代以前の漁撈組織の編成傾向は現在でも継続していると言えよう。従来は単独漁家内で漁撈組織が編成されるだけの世帯規模の大きさが維持されていたが、近年の世帯規模の縮小化によってそれは不可能になった。そこで新たな構成員が、こういった親族関係者から、組員如何や当地区在住如何に関わらず求められているのである。このような親族関係者をここでは近親者としておこう。

何故近親者によって多くの漁撈組織が構成されているのか。もともと漁撈組織は経営主の「気のあった者」によって編成されていると言われている。ここでの「気のあった者」とは、漁撈組織編成以前にも日常的な面接関係やツキアイのある者であり、それが近親者に多いということになる。つまり、漁撈組織での共同性は近親者の日常的

な関係性を前提としている。その一方で、この漁撈組織は永続的ではない。タラ漁の漁期(一二月〜二月)にのみ編成され、且つ毎日出漁するわけではないし、その構成員数やその範囲の多くは、上記のいくつかの事例で見たように近親者間で変化していく。自己のまわりの近親者が適宜集合・離散を繰り返す結節点として漁撈組織が位置づけられよう。しかし、ここでは単に近親者である故に集合するのではなく、近親者である当事者間に雇用上の合意がある故に集合する。集合することによってそこに共同性が生まれれば、そのことは同時に集合しない近親者との差異性も生じよう。従って、それは近親者を分節化していくが、必要に応じて、すなわち合意如何やツキアイなどの継続如何に応じて、その分節を組み換えることができる。この組み替えが行われていることによって、共同性も随時生まれ、消えていき、それによって差異化される範囲も変動し、差異性が固定化することはない。

このような流動性は、家を単位とし、比較的永続的で、固定的な本分家関係とは異質である。従って、本分家関係そのものは冠婚葬祭のような変わりにくい、あるいはそれ自体の要請によっては変わる必要のない伝習的な儀礼には関与しやすいが、水揚げ高にも左右され、時には廃業もあり得る可變的要因を内在し、それに応じた多様な形態をとる漁撈組織にはなじみにくいであろう。前述のように本分家関係での具体的な系譜認識は変動することはあるが、櫛引姓戸、木下姓戸、中島姓戸、山田姓戸の枠組み自体に変更はない。本分家関係は系譜という「認識された歴史」のなかで分化した異質なもの同士の関係⁽²³⁾であり、上記の(事例6)でのような本分家間での経営主の変更にあり得ても、それに伴って本家が分家になったり、分家が本家になるということはここではない。具体的な系譜認識の変動は「認識された歴史」を操作することによって生じるが、このことは状況によっては各戸が系譜関係を選択することがあり得ることになる。しかし、この選択は各姓戸内での本家の変更であり、各姓に象徴された家

連合やその中での系譜関係自体は認識され続けている。つまり、経済的階層と本分家関係が相即していなかった当地区では、社会的、経済的変動と系譜関係は連動せず、後者は表象のなかにとどまり続け、そしてとどまり続けている故に系譜関係の選択が可能であったと言える。

おわりに―共同性と差異性を超えて

明治期に「九艘泊村中」によって行われていたタラ底建網漁は、大正期には問屋支配を前提とした個々の漁家による経営へと移行した。昭和二〇年代中頃まではいくつかの有力漁家は「出稼ぎ漁業者」を雇い入れるとともに、同じ家屋に同居していた親子や兄弟によって漁撈組織は編成されていた。家継承者以外の者は分家後も親の漁船に乗り込むこともあったが、その際の余剰人員は「本家で人手が余っていたから」という当時の説明からも推測されるように、いまだ当地区内で配分されていたようである。このことが可能であった理由の一つは、昭和二〇年代中頃以降に比すれば各種の漁業が安定していたことであるが、このことはまた個々の有力漁家による雇用という形態をとることによって、当地区内に差異化をもたらすことになった。しかし、そういった差異化を内在しているにもかかわらず、当地区内での人員のやりくりによる操業は、明治期以来の「ムラの共同性」の表出として捉えることも出来よう。

その後タラ漁の不漁が長期化し、我が国も高度経済成長期を迎えると、通年の出稼ぎ者が増加してきた。そして昭和四一年以後の脇野沢村漁協による「全村集荷体制」、組合員資格、共同漁業権行使規則、「自主統制内規」、近隣漁協との「覚書」などの法・規制が整うとともに、タラ漁は新たな様相を帯びてくる。すなわち、通年出稼ぎ者の

増加が「ムラの共同性」の基盤を掘り崩すとともに、それぞれの法による共同性と差異性が新たに生み出されてきた。そこには漁協組合員やタラ漁を営む権利を有する者の共同性などはありませんが、「ムラの共同性」とはならず、操業という行為にとまなう共同性は個々の漁撈組織において見いだすことができるにすぎない。

他方で、タラ漁が継続されているといっても、前掲の表(4)に見られたように、その水揚げ高の乱高下は著しく、そのため安定的で、且つ規模の大きい漁撈組織は必要とされない。そこではもはや有力漁家による余剰人員の吸収も、また吸収されるべき余剰人員も存在しない。そのようななかでも、現在の漁撈組織の多くは主として経営主の近親者から構成されている。ここでは経営主による近親者の選択・依頼、近親者による了解という合意を前提とした共同性が生まれているのである。合意と操業による共同性が近親者に持ち込まれていることは、近親者間の共同性を単なる生物学的なbeingな関係性から、意思に基づくdoing⁽²⁴⁾な、あるいは行為にとまなう関係性に変換していく。しかし、それは常にdoingな関係性ではない。漁撈組織構成員の可変性が、多分に近親者のなかでの可変性であることは、世代交替していく姻戚関係者を含む生物学的な親族関係者を背景として、そのなかで選択と合意が繰り返され、その時々⁽²⁵⁾のdoingな近親者による共同性が生じていくことになる。

そして、この合意を前提とするという点で、ここでの共同性・差異性は近親者以外の者にも及び、かつ先の法による共同性や差異性と共通しよう。この共通点の故に、法によって放置された漁撈組織の共同性と差異性が、それらと接合可能となる。法による共同性と差異性も当事者のそれへの合意によって生み出されるが、その当事者は同時に漁撈組織の構成員でもある。各漁業者にとっては、自らの操業によって各種の法が実践されるが、その操業は水協法から漁撈組織編成までの各段階での合意を経て可能になる。従って、その合意は当地区で漁業者として生活

していくうえでは「強いられた」合意でもあるが、その強制の度合いは一樣ではなく、最後の漁撈組織編成では多様な選択肢が用意されている。

この多様な選択肢を提供しているのが親族関係であった。すなわち、漁撈組織で最も狭小化した共同性と最も拡大した差異性は、その漁撈組織の多くが近親者から構成されていることによって、親族関係のなかに拡散していく。その共同性と差異性が埋め込まれた錯綜する親族関係は、多様な共同性と差異性を随時生み出すことができる社会的な「図柄」Figuration⁽²⁵⁾の一側面である。この「図柄」はもはや当地区内には限定されず、さらには合意の要因が背後に控えていることによって、非親族関係者との境界さえも曖昧化する。合意を前提とした漁撈組織での共同性と差異性が親族関係を媒介とすることによって、その構成員の無限定的な流動性、多様性を抑圧しつつ、従来の「ムラの共同性」に拘泥することのない開放性をもたらすという両義性を獲得していくのである。換言すれば、ここでは近親者であることが直ちに共同性や差異性をもたらすのではなく、合意を前提とする漁撈組織との交互嵌合によって、個人としての各漁業者間の共同性が生まれ、その共同性がさらに「個」の漁撈組織（漁船）として各種の法によって整序されていく。

このようにして、当該の法や規則を取り込むことによって、当地区でのアドホックな共同性が生まれるとともに、ムラとしての当地区の開放性が生じる。そこでは家を構成単位としたムラ、家連合としてのムラではなく、近親者の柔軟で多様な共同性と差異性を許容する、アモルフな親族関係が成立しているのである。「親族は、一定の諸社会でどんなにその機能が制約されていたとしても、全ての社会集団が利用している社会的、文化的構成である⁽²⁶⁾」とすれば、ここでの親族関係は表象としての本分家関係と、その時々アクション・グループを産出する近親関係を両

輪としている。そして、前者が家を単位とした系譜関係である一方で、後者は個人を単位とし、同じ家屋に共住する親子が別々の漁撈組織に参加する如く(上記の事例(9)でのgとその息子の場合等)、その系譜関係とは別の行為の次元での柔軟性を有している。その柔軟性が水協法以下での各種の共同性と差異性を自己消化しつつ、個人の選択・合意を内包した自前の共同性を生み出していると言えよう。個人の志向性は水協法から漁撈組織までの共同性・差異性との緊張関係を孕むことになるが、その緊張関係に微妙なバランスをもたらしているのが、ここでの親族関係の機能であると言え換えることもできよう。

このことを法の側から見ると、法はこのような親族関係の機能の余地を残すことによつて、その法の担い手である漁業者による漁撈組織編成を促進していると言えよう。何度も言及したように、当該の法によつて、それぞれのレベルでの共同性と差異性が生じる。しかし、例えば、漁撈組織間の差異性は共同漁業権行使規則によるタラ漁を営む権利者の共同性に、タラ漁を営む権利者とそれを営む権利を有しない者との差異性は当該漁協の組合員としての共同性に、当該漁協と他漁協との差異性は「覚書」による近隣漁協としての共同性に、そして近隣漁協と遠隔漁協の差異性は水協法や漁業法による漁業者としての共同性というように、共同性の狭小化を逆に辿ることによつて、各差異性が順次異なるレベルでの共同性に包摂されていく「入れ子」型の多元的構造を、ここに見てとることも可能である。

このような構造では、各個人はそれぞれのレベルでの一方に位置づけられることによつて「個と共同性」が析出されるが、そこでの個はこういった法とは異なる親族関係や他の関係性にも取り込まれている「具体的個人」である。そうであれば、その諸個人はこれらの法が及ばないレベルでは、それら以外の関係性を駆使することによつて

共同性を生むこともあろう。そのレベルが漁撈組織であり、駆使される関係性が親族関係であった。各レベルでの差異性は次のレベルの共同性に包摂されたが、前述のように漁撈組織のレベルでの差異性はこの親族関係に包摂されることになる。その親族関係は「入れ子」型構造の最上位の水協法・漁業法で差異化された非漁業者をも含む得ることによって、この最後の差異性をも取り込んでいく。そして、このような取り込みを可能にしている一つが漁撈組織での操業という行為であり、この行為がそれぞれのレベルでの共同性と差異性を表出すると同時に、それらを超える契機を生み出していつているのである。

- (1) 戒能通厚「総論―三年間のまとめの方向について」『法社会学』五二号(二〇〇〇)四頁
- (2) 櫻村志郎「共同性の法社会学」にむけて『法社会学』五一号(一九九九)一一〜一二頁
- (3) 二宮宏之編『結びあうかたち』(山川出版、一九九五)一三頁
- (4) Tim Ingold, "BECOMING PERSONS: CONSCIOUSNESS AND SOCIALITY IN HUMAN EVOLUTION" in *Cultural Dynamics* vol.4 (1991), p.361
- (5) D.M.Schneider, *A Critique of the Study of KINSHIP* (1984, the University of Michigan)
- (6) 水林彪「コメント：権利と共同性」『法社会学』五一号(一九九九)六二頁
- (7) エミール・デュルケム(田原訳)『社会分業論』(青木書店 一九七二)
- (8) 櫻村志郎前掲論文、櫻澤秀木「権利主張を支援するもの」『法社会学』五二号(二〇〇〇)
- (9) 棚瀬孝雄「合意と不合意の間」棚瀬編『紛争処理と合意』(ミネルヴァ書房 一九九六)一三六頁
- (10) 櫻村は共同性を「社会のひとびとは、他者とともにあるという事実を、個人として、あるいは集団的に、他者に対して主張したり、その他の行為の前提としてすすんで承認しようとすることがある。」「共同性」とは、このようにして主張される事実、その主

張行為やそれを前提とする行為、そのようにして主張される共同性の証明となる事実の、制度化された組み合わせを意味する」と定義する(樫村前掲論文 一四頁)。名和田是彦は「共同性とは、特定の人間グループにおいて、そのメンバー達に共通する、客観的に存在するかまたは幻想的に信じられている、利益や目標や理念に、メンバー達の意識ないし行動が方向づけられている事態をさす」とする(名和田是彦「地域社会の「共同性」について」『法社会学』五一号(一九九九) 四九頁

(11) 本稿での脇野沢村や九艘泊の沿革、タラ漁の歴史などについての記述は、全体的に竹内利美編『下北の村落社会』(未来社 一九六八、以下『下北』と略称する)、脇野沢村史調査団編『脇野沢村史 民俗編』(脇野沢村役場 一九八三、以下『村史』と略称する)に負うところが大きい。

(12) 『村史』八頁、但し『下北』三八〇頁では明治初期には芋田はまだなかったとある。

(13) この世帯数の増加は「本村・瀬野に顕著である。これは、他地区の土地利用が飽和状態に近く、新しく家を建てる余地が少ないことによる。したがって、本村には山在・上在から、瀬野には上在から、人々が、家を建てる土地を求めて移転している」(『村史』一三頁)ことによる。

(14) 田原音和「脇野沢村九艘泊」『下北』三七九頁〜四〇一頁

(15) 田原前掲論文 三九二頁

(16) 田原前掲論文 三九五頁

(17) 『村史』七四頁、七六頁より引用

(18) 関谷俊作『農林水産法』(ぎょうせい 一九八五)五〇二頁

(19) 田原前掲論文 三九三頁

(20) 有給漁業者のほかに単なる「手伝い人」を頼む場合もあるが、本稿でのタラ漁参加者は有給漁業者を意味し、必要に応じて「手伝い人」を示していく。

(21) 田原の前掲論文(三九四頁)からは「手伝い人」として参加していた可能性は推測される。

(22) この点は当地でのオヤコと称されている親族関係の一つの特質に対応すると思われるが、親族構造そのものの分析は稿を改め

たい。

(23) 上田信「中国の地域社会と宗族」柴田三千雄他編『社会的結合』（岩波書店 一九八九）五三頁

(24) beingな親族関係とdoingな親族関係については、D.M.Schneider, *op. cit.* 拙稿「親族慣行と村落社会の現在」六本佳平責任編集『法社会学の新天地』（有斐閣 一九九八）、及び「親族・慣習的行為・村落」『札幌法学』第八卷第一号（一九九六）参照

(25) ノベルト・アリエスの用語である。アリエスによれば、「図柄分析においては、ひとりひとりの個人はむしろかれらが実際に観察されるような姿で示される。すなわち、実にさまざまな種類の相互依存関係によって互いに結びつけられ、その相互依存関係によって特殊な図柄を形成している開かれた、互いに他を意識して調整し合っている独自のシステムとして示される」（アリエス『宮廷社会』（波田節夫他訳 法政大学 出版部 一九八一）三九頁）。このように「図柄」は人間の多種多様な相互依存関係であり、人間はこの相互依存関係に生み落とされ、そこで成長し、それに適合し、あるいはそれを再構成していくものとされる（アリエス『諸個人の社会』（宇京早苗訳 法政大学出版会 二〇〇〇）の「訳者解説」参照）。

(26) Peter P. Schweitzer (ed.), *Dividends of Kinship: Meaning and Uses of Social Relatedness* (2000, Routledge), p.12

*本稿で用いた資料は平成八年八月、平成一二年九月に行った筆者の単独調査によって得られたものである。調査に際しては九艘泊の方々、特に櫛引理三郎氏、中島俊二氏から長時間にわたる御協力を賜った。脇野沢村教育委員会、脇野沢村漁協からも御協力を頂いた。ここに記して深謝の意を表したい。